

府 子 本 第 3 9 1 号
2 7 初 幼 教 第 2 8 号
雇 児 保 発 1207 第 1 号
平 成 2 7 年 1 2 月 7 日

[最終改正] こ 成 保 第 6 0 6 号
8 初 幼 教 第 5 号
令 和 8 年 1 0 月 1 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 市 長} \\ \text{中 核 市 市 長} \\ \text{児 童 相 談 所 設 置 市 市 長} \end{array} \right]$ 殿

こども家庭庁成育局保育政策課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について

このたび、子ども・子育て支援新制度下において実施される指導監査等について、下記のとおり基本的な考え方をまとめました。

各都道府県におかれては、十分御了知の上、貴管内市区町村に周知するとともに、関係部局及び市区町村と連携の上、その運用に遺漏のないよう配慮願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対する指導監査等の種類について
- (1) 各施設及び事業に対する認可制度等に基づく指導監査（以下「施設監査」という。）について

各特定教育・保育施設等に対し認可を行う者は、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）等に基づき、認可基準の遵守（職員配置基準や面積基準の遵守等）等の観点から、以下を踏まえ、施設監査を行うものである。

○対象となる施設・事業及び監査に係る根拠法並びに監査指針等

施設・事業	根拠法	監査指針等
-------	-----	-------

幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（平成27年12月7日府子本第373号、27文科初第1136号、雇児発1207第1号）
幼稚園	学校教育法（昭和22年法律第26号）	従前の取扱いと同様、監査方針等は、必要に応じて、各都道府県が判断
保育所	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日児発第471号）
地域型保育事業	児童福祉法	児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（別途通知）

※ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、保育所型は保育所、幼稚園型は幼稚園、地方裁量型は認可外保育施設として指導監査を実施。その上で、認定権者である都道府県の判断により、必要に応じ、認定こども園としての認定基準の遵守状況等を実地調査等により確認。

地方裁量型認定こども園について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等の防止等に関する確認を行うときは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について」（府子本第373号・27文科初第1136号・雇児発1207第1号平成27年12月7日内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）に示す幼保連携型認定こども園の監査調書及び自己点検票を参照すること。

(2) 各施設及び事業に対する確認制度に基づく指導監査（以下「確認監査」という。）について

各特定教育・保育施設等に対し確認を行う者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、確認基準の遵守並びに施設型給付、特例施設型給付、地域型保育給付及び特例地域型保育給付の支給に関する業務の適正な実施等の観点から、「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（平成27年12月7日府子本第390号、27文科初第1135号、雇児発1207第2号）」（平成27年12月7日付け府子本第390号・27文科初第1135号・雇児発1207第2号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知）を踏まえ、指導監査を行うものである。

(3) 各施設及び事業に対する業務管理体制の整備に関する検査について

子ども・子育て支援法第55条第2項に基づき特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）から業務管理体制の整備に関する事項の届出を受けた者は、法令遵守責任者の選任状況や法令順守に係る規定の適切な整備等の観点から、業務管理体制の確認検査を行うものであり、その留意点等については別途通知する。

2. 指導監査等を行うに当たっての留意事項について

1. に述べたとおり、子ども・子育て支援新制度下においては、各法令等に基づき、複数の指導監査等が行われることとなる。

その実施に当たっては、実施主体や監査事項について、一部重複が見られることから以下のとおり、都道府県及び市区町村において相互に連携して対応する等負担軽減に努め、効果的な指導監査となるよう努められたい。

- (1) 施設監査、確認監査及び業務管理体制の確認検査を行う際には、事前に都道府県及び市区町村間で調整を行い、監査の際に求める資料やその様式等について都道府県内において統一化するなど連携を図ること。

なお、この場合において、市町村が実施する監査の項目で都道府県と重複している部分に関しては、都道府県と調整の上、一方の監査項目から省略するなど効率化や事務負担の軽減を図ること。ただし、このことにより監査に漏れや不十分な部分が生じることのないよう十分注意すること。

- (2) 私立幼稚園については、従来よりそれぞれが建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開していることを踏まえた対応を行うこと。
- (3) 幼稚園又は認定こども園の設置者が、当該幼稚園又は認定こども園の運営に係る会計について公認会計士又は監査法人の監査（以下「外部監査」という。）を受けている場合には、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、当該外部監査の対象となっている会計については、市町村が行う会計監査を省略することができる。
- (4) 事業における不正の早期発見の観点から、指導監査の効果的な実施が重要となるため、以下の点についても留意しつつ、関係機関の一層の連携の下、指導監査を実施されたい。

①丁寧な情報収集

平素より、特定教育・保育施設等に関して丁寧な情報収集を行うこと。特に、保護者、保育教諭等から意見、苦情等が寄せられた場合等については、関係者からの更なる聞き取りや現地訪問等を行うことにより、しっかりと事実確認を行うこと。

②事前通告なしの監査の活用

違反疑義等の確認にあたっては、事案の性質に応じ、事前通告なく監査を行うこと。特に、重大事故に関する情報又は意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報に基づく場合には、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて事前の通告なく監査を行うことが適切であること。

③地方公共団体間の連携

施設監査を行う都道府県等と確認監査を行う市町村との間で、監査の時期、内容及び結果等の情報を相互に共有し、連携を図ること。

特に、確認基準違反等の情報提供を受けた都道府県は、同一事案の発生可能性が高い場合など事案の性質に応じ、同一法人が有する特定教育・保育施設が所在する管内市区町村及び法人本部が所在する都道府県に適切に情報共有を行うこと。

なお、広域に事業を実施している社会福祉法人等については、「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について（依頼）」（平成 29 年 9 月 26 日付け府子本第 762 号・29 文科初第 868 号・子発 0926 第 1 号・社援発 0926 第 1 号・老発 0926 第 1 号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・社会・援護局長・老健局長連名通知）により、必要な連携及び情報提供について別途通知しているので、留意すること。

④その他

認定や認可の取消しを行うに当たっては、施設を現に利用している全ての子どもの保護者に対する情報提供、代替施設の確保等に努めること。

また、これに至らない改善勧告・改善命令を行うに当たっては、事業の性質に応じて、施設から保護者への説明の実施を求めるなど、適切に対応に努めること。